



額の合計額⑫」欄の計算の基礎となった金額の明細を記載してください。

- ロ 「①所得」欄には、事業所得及び不動産所得以外の所得に係る課税仕入れがある場合に、例えば、「雑所得」などと記載してください。
- ハ 「①決算額」欄には、所得税の青色申告決算書や収支内訳書、固定資産台帳等から抽出して、それぞれの所得ごとに記載してください。
- ニ 「②左のうち課税仕入れにならないもの」欄には、「①決算額」欄に記載した金額のうちに、消費税が非課税となるもの及び消費税の対象とならないもの（不課税）等課税仕入れとならないものの金額の合計額を記載してください。
- ホ 「(①-②) 課税仕入高」欄には、「①決算額」欄から「②左のうち課税仕入れにならないもの」欄の金額を控除した残額を記載してください。
- ヘ 保税地域から引き取った課税貨物の金額は、「①決算額」欄に含めて記載するとともに、「②左のうち課税仕入れにならないもの」欄に記載してください。
- ト 「課税仕入れ等の税額の合計額⑬」欄には、「課税仕入高の合計額⑫」欄に対する消費税額（課税仕入れに係る支払対価の額の105分の4）及び保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された（又は課されるべき）消費税額の合計額を記載してください。この金額は、消費税法第36条《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用がある場合を除いて、付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」又は付表2-(2)「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」の「課税仕入れ等の税額の合計額⑫」欄の金額と一致します（課税仕入れに係る消費税額は、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記載します。）。

(2) 「主な棚卸資産・原材料等の取得」欄

- イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の「(①-②) 課税仕入高」欄に記載した棚卸資産及び原材料等の取得のうち、取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて、上位5番目まで記載してください。
- （注）継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間中の取引金額の合計額（税抜価額）が100万円以上の場合にその合計額を記載してください。この場合、「取引金額等」欄にはその合計額を記載し、「取得年月日等」欄には「継続」と記載してください。

- ロ 「資産の種類等」欄には、例えば、棚卸資産や原材料を取得した場合には、その内容（「機械用部品」、「製品原料」等）を記載し、外注費等の役務の提供の対価を支払った場合には、その内容（「下請加工」、「支払手数料」等）を記載してください。

(3) 「主な固定資産等の取得」欄

- イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の「(①-②) 課税仕入高」欄に記載した固定資産等の取得のうち、1件当たりの取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて、上位5番目まで記載してください。
- ロ 「資産の種類等」欄には、取得した資産（店舗の改装等を含む。）について、その資産の種類（例えば、「建物」、「車両」）を記載してください。

6 「平成 年中の特殊事情」欄

当課税期間中の顕著な増減事項等及びその理由（例えば、「多額の売上対価の返還等が発生した。」、「多額の貸倒損失が発生した。」）を記載してください。

7 その他

記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。